**注記（事業別財務諸表：警察総務事業）**

**１．偶発債務**

（１）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 損害賠償請求事件 | ①　原告は、刑事事件で有罪判決を受け服役中でしたが、再審で無罪判決が言い渡された者です。原告は有罪判決を受け服役することとなり精神的苦痛を被った等として、平成２８年１２月２０日に大阪府ほか１名に対して、連帯して総額１億４,５９７万５,００６円の支払いを求め提訴したものです。②　原告らは、傷害致死事件で逮捕及び起訴されましたが、控訴審で暴行罪についてのみ有罪判決が言い渡された者です。原告らは不当に長期間勾留されたことにより精神的苦痛を被った等として、平成３０年9月５日に大阪府ほか２名に対して、連帯して総額１億円の支払いを求め提訴したものです。③　原告は、大阪府警察等が原告に対して行った不法な監視や工作活動等により、肉体的・精神的苦痛を被った等として、令和元年１０月２４日に大阪府ほか６名に対して、連帯して総額３憶８,６３７万２,４９０円の支払いを求め提訴したものです。④　原告は、刑事事件において不起訴処分となった者です。原告は当該事件に関して、報道機関に虚偽の事実を発表して報道させた等として、令和元年１２月１６日に大阪府ほか１名に対して、連帯して総額１億円の支払いを求め提訴したものです。 |

**２．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況

（行政財産）

減損の兆候がある（減損を認識した場合を除く）もの

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用途 | 種類 | 場所 | 帳簿価額（円） | 減損の兆候の概要 | 複数の固定資産を一体として行政サービスを提供するものと認めた理由 | 減損を認識しない根拠 |
| 大阪府守口警察署 | 建物 | 守口市京阪本通二丁目 | 142,044 | 使用終了＜新施設運用開始時（令和3年度以降を予定）までの使用）の決定＞ | ― | 新施設運用開始時まで使用を継続 |
| 大阪府和泉警察署 | 建物 | 和泉市伯太町二丁目 | 181,218 | 使用終了＜新施設運用開始時（令和7年度以降を予定）までの使用）の決定＞ | ― | 新施設運用開始時まで使用を継続 |
| 大阪府貝塚警察署 | 建物 | 貝塚市海塚 | 150,571 | 使用終了＜新施設運用開始時（令和7年度以降を予定）までの使用）の決定＞ | ― | 新施設運用開始時まで使用を継続 |

（２）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

　　事業の概要

警察活動の基盤となる一般事務、大阪府警察署協議会の運営、警察官の被服の調製、電子計算機及び照会業務の管理・運用、警察活動のための広報、警察職員のための福利厚生事務等に関する事業を実施しています。

**事業類型 ：行政組織管理型　　部　　局 ： 公安委員会**

**事 業 名 ：警察総務事業**